

岩手県監査委員告示第29号

監査結果の公表（平成29年岩手県監査委員告示第10号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年7月7日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 嵯峨 壱朗
岩手県監査委員 吉田 政司
岩手県監査委員 工藤 洋子

1（1） 監査対象機関名 岩手県立産業技術短期大学校

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成29年1月17日

イ 本監査実施日 平成29年2月15日

（3） 監査結果の公表の日 平成29年3月3日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、32,273円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	赴任旅費の過払について、平成29年1月23日に返納した。 なお、異動予定者に対しては人事異動連絡票等により、人事異動に係る連絡確認を徹底することとし、再発防止に努めることとした。

2（1） 監査対象機関名 岩手県立宮古高等技術専門校

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成28年12月20日

イ 本監査実施日 平成29年1月23日

（3） 監査結果の公表の日 平成29年3月3日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
行政財産貸付料の徴収に当たり、債権確定後相当期間経過してから調定しているものが2件、132,840円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、前年度の監査の結果、注意事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。	行政財産貸付料の徴収に当たっては、組織内で事務手順の共有を図り、契約伺時に複数職員による確認を徹底するなど、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。